

地域枠の卒後義務要件の見直し検討について

令和8年3月17日
第6回府医療対策協議会 資料2-2

<現状>

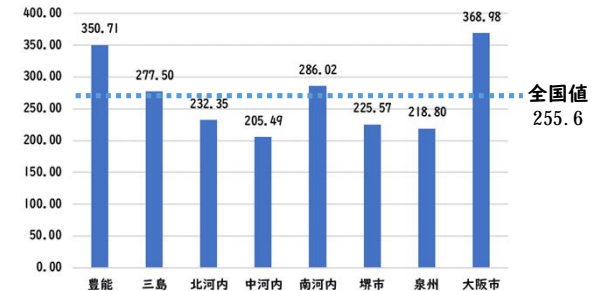
○府においては、医師確保計画(第8次前期)に基づき、国が示す医師偏在指標において、全国値を下回る二次医療圏(北河内、中河内、堺市、泉州)の医師確保対策を進めており、地域枠医師の卒後義務として、当該医療圏の病院で一定期間従事することとしている。

○令和7年11月に近大病院が南河内医療圏から堺市医療圏に移転
近畿大学病院の医師数は521名(常勤:令和7年11月時点)であり、近大病院移転後、南河内医療圏の医師数は1,800人程度から1,300人程度まで減少しているものと想定される。
➡医師偏在指標は医師数をベースに作成されているため、南河内医療圏及び堺市医療圏の指標上の数値も大きく変動する見込。

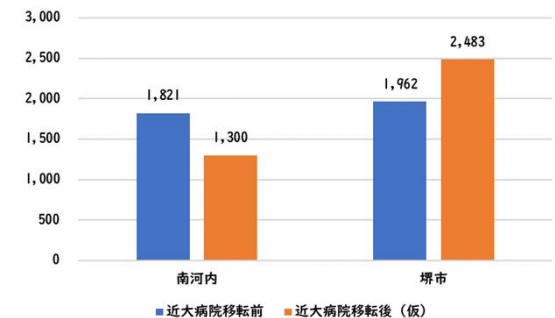
○現在、国において、医師確保計画(第8次後期(R9~R11))に関するガイドラインを策定中であり、令和8年春に、国から最新版の医師偏在指標が示される予定であるものの、当該指標は、近畿大学病院の移転を反映していない指標(移転前のデータを用いた指標)となる見込。

次期計画の策定にあたり、国が示す医師偏在指標をもとに、医療機関への実態調査・分析を行い、地域の実情を踏まえた府独自指標を作成し、同指標等に基づき、医師の地域偏在対策及び診療科偏在対策を検討する。

令和5年度 医師偏在指標



令和6年度 3師統計(医療施設従事医師数)を基に試算



今後の対応

- ・今後国が示す最新の医師偏在指標や、医療機関等への実態調査等を踏まえ、近畿大学病院の移転を反映した府独自指標を令和8年度に作成し偏在状況を分析、医師確保計画(第8次後期)や重点支援区域等と一体的に検討を進め、令和9年度からの地域枠の卒後義務要件(地域及び診療科)の見直しを行う。
- ・また、要件の見直しにより、卒後の義務履行に影響を受ける地域枠医師への配慮として一定期間の経過措置等の検討も併せて行う。(令和8年度から新たに開始する地域枠学生以外(一般枠)を対象とした修学資金貸与事業における卒後義務要件についても同様に見直しを行う)

地域医療確保修学資金貸与制度の要件等について

設置大学及び定員 (R8年度)

- ・大阪公立大学 3名
- ・大阪医科薬科大学 2名
- ・関西医科大学 3名
- ・近畿大学 1名

貸与金額

月額10万円（年額120万円）

貸与期間

大学入学から卒業までの72か月間（6年間）

従事要件

※ 要件詳細は入学年度により差異あり（次頁参照）

大阪府内の医療機関（病院）で9年間勤務

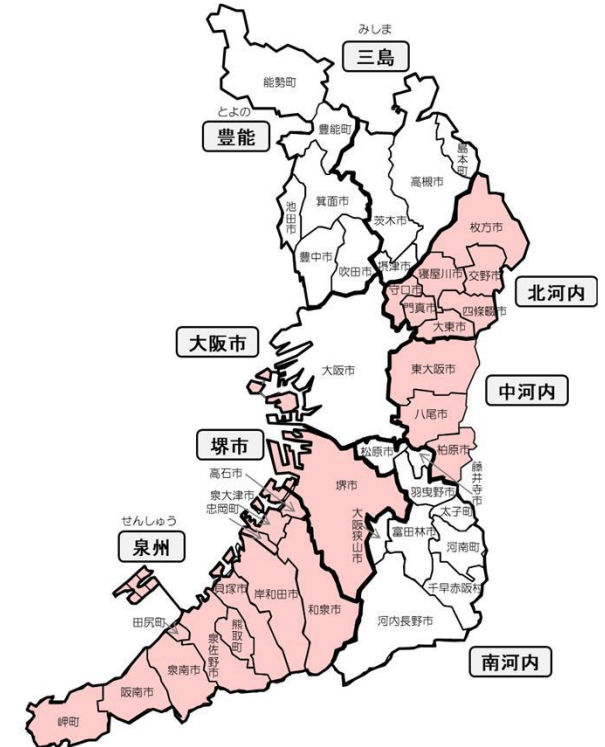
従事分野

救急・周産期・小児・総合診療（・感染症）

従事地域

大阪府内の医師不足地域の医療機関（病院）

北河内、中河内、堺市、泉州の各二次医療圏



【大阪府内の医師不足地域】

- 北河内医療圏 : 枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、交野市、大東市
- 中河内医療圏 : 東大阪市、八尾市、柏原市
- 堺市医療圏 : 堺市
- 泉州医療圏 : 和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町